

令和3年4月甲良町農業委員会総会 議事録

日時 令和3年4月9日

場所 甲良町公民館1階会議室

令和3年4月9日午後1時30分から甲良町農業委員会が召集された。

1. 会議に出席した委員は、次のとおりである。(12名)

1番

2番

3番

4番

5番

7番

8番

9番

10番

11番

12番

会長 14番

2. 会議に欠席した委員は、次のとおりである。(2名)

6番

13番

3. 会議に出席した事務局職員は、次のとおりである。

事務局長 西村 克英

事務局員 山田 哲也

事務局員 寺居 友彦

4. 会議に提出した議案は、次のとおりである。

提出議案 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法による申出について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 利用目的の変更届について

(午後1時30分開会)

事務局長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、農業委員会の方、出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和3年度の第1回定例の農業委員会を開催させていただきます。

総委員数14名中、本日は6番委員さんと13番委員さんが欠席ということで、12名の出席があり、出席者数が過半数以上に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、甲良町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が会議の議長になりますので、よろしくお願いいたします。

議長

改めまして、皆さん、こんにちは。

4月、年度替わりということで、何かとお忙しい中、また、そろそろ田んぼの準備というようなことで、何かとお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

今年は桜の開花も、何か異常に早くて、1週間ほど早いというようなことで、もうすっかり葉桜になってしまいました。その影響というわけではないとは思いますが、大都市というのか、都会ではいろんな方が、花見なり、一杯飲みというようなことで出歩きまして、また、新型コロナが、今度は変異株というようなことで、また、大流行しておるというようなことでございます。

早晚また、緊急事態というようなことで、外出自粛なりというのが出てくるのかもわかりませんが、十分お気を付けいただき、それぞれの行動に励んでいただきたいというふうに思います。

本日は、1,000㎡以上の転用案件が出ておりまして、後ほど、現地確認という形でお願いしなければなりませんので、それでは、早速でございますが、会議の方を進めさせていただきますというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

まず、議事録署名人の選出でございますが、恒例によりましてこちらからお願いをさせていただきますと思います。7番委員さんと8番委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議案の方に入っていきたいと思います。

まず、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局の山田です。本年度もよろしくお願いたします。

それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書につきましては1ページになります。

案件につきましては3件ございます。

まず、1件目でございますが、1件目は、 が の所有する大字金屋
 番地の農地を借受け、一般住宅建築のために転用する旨の申請でございます。

申請面積は畑1筆で525㎡です。こちらにつきましては、議案書の7ページおよび8ページから位置図の方を付けさせていただいております。申請地につきましては、大字金屋の集落の南側に位置しておりまして、国道307号線から東に200mほど、また、県立甲良養護学校からも200mほどに位置しておりまして、この一帯畑作地の北端に位置しております。

本件につきましては、令和2年9月に、転用に伴う農用地区域の除外を行っておりまして、金屋集落の住宅地と連担をしておりますので、現在の農地区分は、農地転用が原則可能である第3種農地と判断しております。また、申請人は親子でございまして、母親の
 さんの子に当たります さんは、現在は町外の方に居住しておりますが、家族が増えまして、元の住まいの方に再転入するに当たりましては、手狭ということもあまして、現在の住まいに転入先の元いた住まいに隣接しています土地に、新たに新居を建築するために、当該申請地の方を選定されました。

続きまして、議案書の9ページおよび10ページが、土地利用計画図および縦断面図となっております。建築する住宅の内容につきましては、2階建てということで、1階の床面積が139.65㎡、2階面積が90.25㎡ということで建蔽率は26.6%となっております。雨水排水の対策でございますが、既存の側溝で処理することができるということで、隣接の農地への影響はございません。

こちらが、1件目の内容でございます。

続きまして、また、議案書の1ページに戻っていただきまして、2件目でございます。

こちらにつきましては、 株式会社が、 が所有する大字法養寺
 番地の農地を買い受けまして、駐車場造成のために転用する旨の申請でございます。

申請面積は、田1筆で1,123㎡です。こちらにつきましては、議案書の11ページおよび12ページが位置図となっております。

申請地は甲良町役場、ここから150mほどの場所でございますが、この申請地から500m以内には、甲良町役場および甲良中学校、横関郵便局、保健福祉センターなどの様々な公共施設がありまして、また申請地の前面道路には、上下水道の配管が埋設されておりますので、農地区分は農地転用の原則可能である第3種農地であると判断しております。

買受人の 株式会社につきましては、この申請地の隣に事務所がありまして、生コンクリートの製造販売等を行っておりますが、近年大規模な公共事業等を請け負うということが増えてきておりまして、従業員の雇用、またミキサー車等の事業で使う大型車の

駐車スペースが新たに必要となってしまいましたので、本申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の13ページが土地利用計画図、14ページが縦断面図となっております。

13ページで、平面の利用計画図ということでございますが、この図面の左側が申請地ということで、申請地の東側にミキサ車を斜めに駐車して、西側に従業員と来客の駐車スペースということで、設けるという内容となっております。

雨水排水の対策につきましては、前面道路との境界と、北側に農地等々が隣接している方、こちらの、それぞれに水路の方を設置しまして、そちらに排水の方を流すという対策を講じるということでございます。

議案第1号の事務局から説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、まず2件目の方につきましては、1,000㎡以上の転用ということになりますけども、先に各委員さんから補足説明をいただいた後、現地に行かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第1件目につきましては、大字金屋の案件となりますので、8番委員さんから、補足説明、よろしくお願いいたします。

8番

皆さん、ご苦労さまです。

これは、先ほど事務局の方からご説明あったとおりですけど、補足する必要もないかと思っておりますが、一応、 さんは さんの息子さんということで、そこに家を建てられるということです。場所的には、もう住宅街の中の畑ということで、別段問題ないと思っております。

よろしく、ご審議お願いします。

議長

ありがとうございます。

続きまして、2件目は、大字在士の案件でございますので、12番委員さんから、補足説明をよろしくお願いいたします。

12番

所在地につきましては、法養寺になるわけでございますが、その土地の所有者が在士の方ということ、それと耕作の方も在士の方で行っているということで、在士の方から説明させていただきます。

 さんは、以前から事業拡大等をされまして、中の整備をされてちょっと施設等を建てられたということもありまして、駐車場、職員、また事業の車を止めるスペースがないということで、土地を探しておられました。

たまたま、隣接する土地で同意が得られたというふうなことで、今回、物件挙がった訳ですが、在士といたしましては、この当地につきましては、転用されることについて、特に問題ないと考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま、第1件目、第2件目、それぞれ委員さんから補足説明がありましたので、ここで、XXXXXXXXXXさんの方の現地の方に向かいたいと思います。ごく近くでございますので、もう徒歩で寄せていただくというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

全員

—現地確認（約10分）—

全員

—着席—

議長

それでは、会議の方を再開させていただきます。

まず、議案第1号の1件目の案件でございますが、先ほど、8番委員さんから補足説明があったわけでございます。その他の委員さんから、何かご質問等があれば、お伺いしたいと思いますが。

よろしいですか。

委員

—質問無し—

議長

それでは、採決に入りたいと思います。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の1件目、大字金屋の案件につきまして、申請のあったとおり、許可相当と判断いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

委員

—賛成者挙手—

議長

ありがとうございます。

全員賛成ということでございますので、本件につきましては申請のあったとおり処理をさせていただきます。

続きまして、2件目、大字在土の案件でございますが、12番委員さんから補足説明があったわけでございますが、そして、皆さん、現地をご確認いただいたわけでございますが、何か各委員さんからご質問等があれば、お伺いしたいと思います。

よろしいですか。

委員

—質問無し—

議長

そしたら、第2件目につきまして、申請のあったとおり許可相当と判断いただける方は、挙手をお願いしたいと思います。

委員

—賛成者挙手—

議長

ありがとうございます。

全員賛成ということでございますので、本件につきましても申請のあったとおり処理をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法による申出について、議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号、農業経営基盤強化促進法による申出について、説明させていただきます。議案書差替え後のもの、2ページとなっているものをご覧ください。案件は3件でございます。

1件目につきましては、[]が株式会社[]に、令和6年3月31日までの間、10a当たり1万円の賃借料で、利用権の設定を更新する旨の申出でございます。設定する農地は、大字横関[]番地、他1筆、面積は田2筆で3,053㎡です。

2件目につきましては、[]が[]に、令和8年3月31日までの間、10a当たり1万円の賃借料で、利用権の設定を更新する旨の申出です。設定する後は、大字尼子[]番地、他1筆、面積は田2筆で5,210㎡です。

3件目は、[]が[]に、令和13年4月30日までの間、10a当たり1万円の賃借料で、利用権の設定を更新する旨の申出でございます。設定する農地は、大字尼子[]番地、面積は田1筆で3,489㎡でございます。

株式会社[]につきましては、十分な実績を持たれている認定の法人さんであるということ、2件目の[]さんと[]さんにつきましても、認定農業者としまして、十分に耕作実績のある方でございます。

以上になります。ご審議の方お願いいたします。

議長

ありがとうございます。

本3件につきましては、いずれも大字尼子の方が受けるという形になっております。内容としては、更新ということでございますが、2番委員さんから補足説明があればお伺いしたいと思いますが。

2番

ご苦労さまでございます。特に問題はないですけど、それぞれ皆さん、継続で今後もずっとやってくるということでございますので、特に私から補足することはございません。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

なお、3件目につきましては、2番委員さんが直接、ご本人が申受人ということになっておりますので、農業委員会法の規定に基づきまして、事項の親族またはその配偶者に関する事項については、議決に加われないという規定になっておりますので、その案件については、しばらく退席をお願いしたいと思います。

それでは、1件目と2件目につきましては、特に問題もございませんので、採決の方に入りたいと思いますが、各委員さんから何かご意見の方があれば、お伺いしたいと思います。

委員

—質問無し—

議長

それでは、ご意見もないようでございますので、採決の方に入りたいと思います。

第1件目、第2件目につきまして、許可申請のあったとおり、申出のあったとおり、許可相当と判断いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

委員

—賛成者挙手—

議長

ありがとうございます。

全員賛成ということでございますので、本件、1件目、2件目につきましては、申請のあったとおり処理をさせていただきます。

それでは、2番委員さん。(2番委員に退席を命じる)

2番
議長

—退席—

それでは、続けさせていただきます。

3件目の案件につきまして、申請のあったとおり許可相当と判断いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

委員
議長

—賛成者挙手—

ありがとうございます。

全員賛成ということでございますので、本件につきましては、申請のあったとおり処理をさせていただきます。

すみません。ありがとうございました。(2番委員に着席を命じる)

2番
議長

—着席—

続きまして、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について説明させていただきます。

議案書は3ページからになりますので、こちらをご覧ください。案件は3件でございます。

1件目は、[]が大字金屋[]番地、他2筆の農地を相続により所有権を取得した旨の届出でございます。面積は田1筆2,960㎡、畑2筆650㎡、計3筆3,610㎡です。

2件目は、[]が大字尼子[]番地、他1筆の農地を相続により所有権を取得した旨の届出です。面積は田2筆で219㎡です。

3件目は、[]が大字下之郷[]番地、他6筆の農地を相続により所有権を取得した旨の届出です。面積は田4筆8,215㎡、畑3筆340㎡、計7筆8,555㎡です。

3件目につきましては、ちょっと4ページまでまとめておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

本件につきましては、報告案件でございますが、届出でございますが、他の委員さんから何かご質問があればお伺いしたいと思います。

よろしいですか。

委員
議長

—質問無し—

そしたら、ご質問もないようでございますので、本件につきましては、届出のあったとおり処理をさせていただきます。

続きまして、報告第2号、利用目的の変更届について、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告第2号、利用目的の変更届について説明させていただきます。

議案書につきましては、5ページでございます。案件は1件でございます。

本件は、大字尼子■■■■番地および■■■■番地の農地につきまして、地目を田から畑に変更する旨の届出でございます。届出面積は、2筆で219㎡です。

こちらにつきましては、議案書の16ページの方に位置図の方を付けさせていただいております。場所につきましては、2筆の方は隣り合っておりまして、大字尼子集落の西側、尼子平成館から南に100mほどの位置ということとなっております。

この場所の農地につきましては、用水の取得はできていないということでございまして、そのため水田としての利用ができませんので、現況に応じまして、地目を田から畑に変更する旨の届出でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

本件につきましても、報告案件でございますが、各委員さんからご質問があればお伺いしたいと思っております。

よろしいですか。

委員

—質問無し—

議長

それでは、ご質問もないようでございますので、本件につきましても、報告のあったとおり処理をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで提出議案は全て終わりました。

4番として、その他として、3点ございますので、よろしくお願いいたします。

事務局

すみません。それでは、その他の案件ということでございますが、まず、順番に説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、甲良町農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会についてということで、説明させていただきます。

こちらにつきましては、資料の中に、参考資料として出させていただきますので、そちらでいきますと、18ページ以降から関連するものになります。では、こちらからということで、まず、内容につきましては、20ページが主な内容でございますので、まずは20ページの方をご覧ください。

本件につきましては、大字池寺■■■■番地の農地、田842㎡につきまして、用途区分を農用地区域から除外するものでございます。申請地につきまして、この所有者が多賀町に居住をされている方でございますが、高齢ということで、農業経営をもうほとんどしていないということと、あと、この申請地の場所が高速道路を隔てまして、ほぼ正楽寺側になっております。位置図は21ページ以降に付けておりますが、高速道路よりもまだ山側ということで、ちょうどため池の向かいに位置している場所でございます。

こちらにつきましては、以前からも、隣接地が農用地除外をして、資材置場等で利用して、どんどん農地から除外している部分でございまして、今回も、そことまた隣り

合っている部分でございまして、現況につきましては、ほぼ農地の体を成しておりません、ほぼ湿地みたいな状況になって、なかなかここを耕作するというのもかなり不便なような状況になっております。

すいません。20ページに戻っていただきまして、この表の中の土地利用計画変更の理由ということで、資材置場ということになっておりますが、申請者とはちょっと別の方にはなるのですが、建設業を営んでおられる方がおりまして、資材置場の方が手狭になっているということで、それも多賀町の方の業者ですが、なかなか近所では確保する場所がないということで、たまたま、申請人との関係もありまして、この当該地を農用地の利用を除外して、ここに行く行くは資材置場の方で活用したいということで、申請に至ったものになっております。

今回は、甲良町の農業振興地域整備計画の変更ということで、意見照会ということで農業委員会の方に照会が来ております。その内容が18ページからになっております。

3月11日付で、今、農業委員会宛に意見照会ということで町長の方から紹介がございました。それにつきまして、農業委員会の方で審議させていただきまして、最終的には、意見を付す形になりますか、もしくは、特に意見がなく適当と認めるという形のどちらかでまた、こちらから町長に宛てて意見書を提出するという流れになっております。

そちらについては、23ページに、意見書の様式の方を付けさせていただきますので、ちょっと慎重審議いただきまして、その内容に応じて、意見書の方を委員会の方から提出させていただきます。

すいません。ちょっと今、事務局からの説明は以上になりますが、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

本件につきましては、農地の整備計画の変更ということでございますけれども、案件につきましては、大字池寺の案件でございますので、3番委員さんから補足説明等がございましたら、お願いしたいと思っております。

3番

皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの件につきましては、池寺の、先ほど事務局の説明のありましたとおり、22ページの地図を見ていただきますと、名神高速道路があって、そして、その左、右下の方にため池があるわけです。そこも、名神と同じぐらいの高さ約6メートルぐらいはあるかな。地面までは。

それから、この破線の方ですね。ここには、正楽寺の境界がある場所ですが、ここには、林が名神まで続いているというような状況で、本当にもう穴窟なような状況でございます。すでに、もうここにある農地は全部計画変更をされておまして、残っているのはこの5つであります。当然、耕作もできないし、また作ったとしても、湿地でもありますし、農業地としてはもう活用できないということで、池寺としては、何とも支障はございませんので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま、3番委員さんから補足説明があったわけですが、その他の委員さんから何かご質問なり、ご意見なりがあればお伺いしたいと思います。

よろしいですか。

委員

—質問無し—

議長

そしたら、ご意見もないようでございますので、本件につきましては、適当と認めるということの意見を付して回答させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

委員

—異議無し—

議長

そしたら、そういうことで処理をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

3番

ちょっとすみません。今の件で、ご承認いただいてありがとうございます。

ちょっと書類の関係で、この前も言うたので、ある程度、付いてはおりますけども、庁内いわゆる役場内での協議をされていると思うのですよ。それと湖東振興地域というのか、今は何ていうのかな、そこの所長との事前協議がされていると思うのです。その写しが付いてないように思うのです。

事務局

すみません。それで、ちょっとこちらでも検討をさせていただいたのですが、一応、農業振興地域整備計画については町の計画ということで、町について、今、おっしゃっていただいた内部、関係課との内部協議と、あとそれを経て、湖東農業振興事務所との事前協議をさせていただいているのですが、ちょっと、あくまでやり取りが、町とその関係機関ということで、その中の1つで農業委員会に意見照会が来ているという流れになるので、すみません、添付できる資料としては、この部分、今回、付けさせていただいた部分が農業振興地域整備計画の変更協議と……。

3番

それならそれで、内容は別としても、どこどこを協議したということぐらいはしっかりと添付する必要があるのではないかと。

事務局

それについて、ちょっとすみません。先ほどの説明でちょっと抜けておりましたので、ちょっと口頭説明にはなるのですが、させていただきたいと思います。

3番

今は今、前は前の判断でやっているわけやろう。前はちゃんと付いていたのが、あんたらの判断で要らんと。けども、それならそれで、やっぱりどこと協議したかとか、そのぐらいのことは添付してもよいのと違う。

事務局

分かりました。ちょっとそこについては、協議の方をさせていただきます。今回につきましては、ちょっとすみません、口頭で説明させていただきたいのですが、内部協議につきましては、特に全ての関係課は除外やむを得ないということで、まず回答をいただいているということと、湖東農村振興事務所につきましても、事前協議の方では特に、意見が出ていないということでございます。

あと、町の方から別途外部議会の意見照会ということで、東びわこ農業協同組合と犬上川沿岸土地改良区の方にも同様の意見照会を町の方からしているということで、農協の方は適当と認めるという、特に意見なしということと、沿岸土地改良区につきましては、受

益地の対象外ということで、意見はできないということで、対象外ということで返事をいただいております。

それをちょっと書類で提示できるか、できないかというところは、ちょっとすみません、今の事務局の判断でさせてもらっていますが、検討の方をさせていただきたいと思えます。申し訳ありません。

事務局長

うちが、産業課という行政でありながら、ここでいう甲良町長の立場でありながら、農業委員会事務局としているので、ちょっと立場がややこしいので、ちょっと整理をせんとあかんで、町として農業委員会に意見照会しました。町として、関係機関に意見照会をしました。意見照会をしたひとつかな、農業委員会は。だから、その話をするとしたら、産業課の方として、しておかないといけないかと。

事務局

今の口頭の説明は、本来、産業課職員として・・・すみません、立場が2つあって、ややこしくて、もう同じ人間がしゃべっているようでというのはあるとは思いますが、町職員でありながら、農業委員会という一種の独立した委員会も持っていますので、かつてはその辺が、大丈夫という判断をしていたと思うのですが、同じ役場の組織内でも、課をまたぐ情報共有とか、課と別の協議会、委員会との情報共有というのが、昨今、厳しい状況になってきていまして、硬い表現になってしまっていますが、以前のように処理はできないところもありまして、これも、その1つになっています。

可能な限りの情報提供も必要かと思えますので、ちょっと融通がきかへんところもありますが、すみませんが、ちょっとご了承いただきたいと思えます。

議長

2つの立場ということで、なかなかうまくいかない部分がある。だから、できるだけ情報を出していただいて、的確な判断ができるような形で進めさせていただきたいというふうに思えますので、再検討をお願いしたいと思えます。

3番

分かりました。

議長

では、続きまして。

事務局

じゃ、すみません。続きまして、ちょっと2点目でございまして、以前から、逐次報告をさせていただいております。遊休農地および違反転用の是正についての続報という形で、簡単に説明させていただきたいと思えます。

お手元の資料で、ホッチキス止めで7枚つづらせてもらっているものがあります。これは、以前もお付けさせていただきました、農地パトロールに提示にさせていただきましたのでございまして、その個票みたいな形になっていまして、方針の下に対応ということと、場合によっては処分ということで、そこに付け足しでさせてもらっていることとなります。

農地パトロールをしました後に、遊休農地の判断をさせてもらいまして、その後の処理をさせてもらったものと、あと、違反転用についても、いったん転用者の所有者に、通知の方をさせてもらって、反応があったもの、なかったものに分けて、対応と処分についてまとめさせてものになります。

こちらについては、簡単な内容になりますが、ざっと説明させていただきたいと思えます。

す。

(以後、個票について説明。)

ちょっと走っての説明になりましたが、一応、今、甲良町が書かれています遊休農地という案件につきましては、現状、こういったところまでいっているというところでございます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま違反物件、それから意向調査等を行った結果を取りまとめていただいておりますが、各委員さんからご意見があればお伺いしたいと思いますが。

事務局

すいません、ちょっと補足で説明させていただきます

(一部個票の補足説明)

すいません。以上でございます。

3番

全部、出してくれたの。

事務局

そうですね。今、うちが抱えているのは、いったん、こういう形で。まだ続きではありませんけども。

3番

そういう違反しているということを認識さえしてもろうたらよいので、続けてお願いします。

議長

農地中間管理に一定、協議して、それから長い案件でございますので、本人さんはそれ以上という思いも挙げてない部分もあるかもわかりませんが、どっちにしろ、違反転用であるということについては間違いのない事実でございますので、早期に是正できない、どうしても、できるだけご本人の理解を得ながら是正措置を講じていくというのが一番いいのかなというふうに思いますので、また、各委員さんでそれぞれのところを各自パトロールいただくなり、何なりして、動きがあればまた事務局の方にお知らせいただいて、それ以上に悪くならないようにというふうな形で対応させていただきたいと。本人さんがご理解いただければ、早期に是正していくということで対応させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

事務局

ではすみません、あと1点だけ。

では、続きまして、すいません。最後になりますが、これはちょっと、議案書と一緒に同封させてもらいました、以前も提示させてもらいました、今年度の年間行事予定の方をまた改めて付けさせてもらいました。

日付の方は同じく10日で、土日を挟むと前後させていただくということになっております。また1年間、よろしく願いいたします。

特段としまして、農地パトロールが、前回8月で、国の指針どおりいかせていただこうと、ちょっと暑いですが、させていただこうと思っていますのと、あと、活動計画についてというのが6月10日でございます。これにつきましては、この新体制の農業委員会になったときの話で、どういう活動していくのかというのを、そういうのがあったらというのがまず1つあったと思うのですが、それと付随しまして、農業委員会の活動計画という

のを6月末で公表しないといけないというのが本来あります。事務局の方でつくって公表していたのですが、特に変哲もない計画みたいになってしまっているのです。こちらにつきましても、本来であれば、もちろん、骨組みは事務局の方でつくらせていただきまして、公表前の農業委員会の方で、定例会で掲示させていただいて、ご意見を頂戴いただけたらと思っておりますので、また、よろしく申し上げます。

あと9月10日の方では、この時期に、いつも、下限面積の設定協議ということで、五反件の下限を、条件が満たせれば変えられるというか、変えないかん訳ではないのですが、そういうものがございまして、去年も9月にさせてもらいまして、今年も9月にまた、させていたいただきたいということで、特段、今、決まっているのは、こういうところかなと。

あとは、都度出てきます申請案件等について、ご審議・採決いただきたいと思っておりますので、すみません、1年間また、毎月ご足労いただく形になるかと思っておりますので、また、コロナにつきましても、また、今後どうなるかというのがありますので、そちらの方も対応を考えながら、1年間、また、させていたいただきたいと思っておりますので、皆様はどうかよろしくお願ひしたいと思っております。

すみません。年間予定につきましては、以上でございます。

パトロールって、前は11月が月間じゃなかった。

そうです。11月だったのですが、国の言っているのは8月です。多分、理由は水稲が刈り取り前というのと、麦あと大豆としても、何かしら作付けしているのです。遊休農地かどうかの判断が一番しやすい地域だと、個人的に思っているのですが、ただ暑いのでどうなんかなと思っているのです。

ただ、11月やと何か問題か言うと、利用意向調査というのを、今年初めてさせてもらいましたが、これ、本来1月までにしなあかんものなのです。それが農地パトロールの結果に応じてするものなので、11月に整理して、1月末までになると、ちょっと農閑期もあるのですが、なかなかその後、中間管理機構に、さっきの35条通知とかさせてもらう時系列がちょっと乱れてくるので、国が言うてるとおり8月にさせてもらいます。万が一、そのときに台風なり荒天があったら9月、10月ということで、遅れたとしてもそういう後の処理に間に合うということで、8月かなということでさせていたいただきたいなと思っております。

それと、ちょうど30年の6月に農業委員の指針が作成されたと思う。あれ、今年で3年になるの。本来やと、一年一年、あれを検証せなあかんのやけど、全然それができてないので。今後は本当に、一遍3年間の検証をして、そして新たに、これからまた3年間、見直しをするように書いてあると思う。もういつも、6月ぐらいが来てしまうさかいに、それでも、ちょっと忙しいやろうけど。

すみません。それにつきましても、6月の活動計画とそこでさせてもらうときに、それとの整合性も兼ねる形で、併せて提示、例えば、今の実情とこれから変えて、こういうふ

3番
事務局

3番

事務局

うにやっぺいこうという、そういうところもふまえて、6月に、できたら同時にこういうのでということで、また委員さんにご提示させてもらったらと思います。

すみません。ご指摘ありがとうございます。

議長

ありがとうございます。

他に、何か各委員さんからご意見等があればお伺いしたいと思いますが。

委員

(「こうら米」についての質疑あり。)

議長

そしたら、以上をもちまして、本日の委員会を終わらせていただきます。次回につきましては、5月10日月曜日になりますので、時間は同じく1時半からということになりますので、よろしくお願ひいたします。

(午後2時30分 散会)

農業委員会等に関する法律第33条および甲良町農業委員会会議規則第13条第1項の規定により、この議事録を作成した。

甲良町農業委員会 会長

甲良町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、以下に署名押印する。

甲良町農業委員会 会長

委員

委員